

シュタットヴェルゲを参考とした 日本の持続可能な社会インフラ運営のあり方

小川 貴裕¹・倉石 英明²

¹正会員 株式会社日建設計総合研究所（〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1）

E-mail: ogawat@nikken.jp

² 株式会社関電工 戦略事業本部（〒108-8533 東京都港区芝浦4-8-33）

E-mail: kuraishi-h01@kandenko.co.jp

日本では、少子高齢化、地方衰退による地域経済の低下が危惧されている。この問題に対しエネルギー自由化を契機として、ドイツで先行して取り組んでいるシュタットヴェルゲを参考に、日本のエネルギー、通信、水道、交通などの社会基盤インフラの持続的な運営のあり方を考察する。

Key Words : *Stadtwerke, Energy, Transportation, Infrastructure, City management,*

1. はじめに

近年、地球規模での化石燃料からの脱却が進み、欧州を中心に再生可能エネルギーの活用が進められている。併せてエネルギー自由化が進み、これまで大手電力・ガス会社が独占していたエネルギー事業を市場開放し地域に根ざした事業展開が進められている。これはドイツでは「シュタットヴェルゲ」と呼んでおり、主に自治体が母体となり電気、ガス、水道、通信、交通などの事業を行っている。この結果、地域住民にとってはこれまでの大手エネルギー会社では恩恵を受けられなかったきめ細かいサービスを受けること、地域資源、人材を活用することによる地域経済の活性化がもたらされている。

日本においても2016年4月からは電気、2017年4月からはガスの小売全面自由化が開始されることとなった。これにより新規事業者のエネルギー事業への参入が期待される。一方で日本の少子高齢化、地方での人口減少、産業衰退が喫緊の課題となっていることから解決策の一つとして地産地消エネルギーの活用を通じた地域経済活性化が期待されている。

ここでは、日本での地域経済活性化に対し、エネルギー自由化を切り口に、日本での社会インフラ運営のあり方についてシュタットヴェルゲの仕組みを参考に考察を行うものとする。

2. シュタットヴェルゲとは

(1) 設立の背景

シュタットヴェルゲは主にドイツ国内で見られる、自

治体の委託を受けて住民に必要なサービスを提供する企業である。19世紀後半に自治体が民間事業者の電力インフラ等を接収・買収する形で発展し、現在でドイツ国内に自治体単位で約900社程度存在する。

(2) ビジネスモデル

シュタットヴェルゲの経営上の特徴として、単一または複数の自治体が株式の過半数を所有する公営又は公私混合経営を行っている点が挙げられる。企業形態は特殊法人、有限会社、株式会社等多岐にわたり、地域ごとの事情に応じて異なる。主に以下のサービスを提供する。

a) エネルギー

電力・ガス供給、熱供給事業を実施。配電線やガス導管などのインフラも所有している点が特徴である。ドイツでは1998年に小売電力市場の全面自由化がなされており、当該地域のシュタットヴェルゲ以外からも購入する事が可能であるが、地域の需要家が他の電力会社から購入する場合でもシュタットヴェルゲは電力託送収入を得る仕組みとなっている。近年は太陽光・風力等の再生可能エネルギー発電所の所有も手掛けるシュタットヴェルゲも現れている。

b) 水道・通信

上下水道、電話・インターネットについても、自ら設備を所有し、サービスの提供を行っている。

c) 交通

地域内の路線バスを運行している。

d) ファイナンススキーム

地域によって多少の差異はあるものの、基本的には以上のサービスを、自治体からの財政支援に頼ることなく、独立した会計で実施している点の特徴である。

(3) 効果、地域貢献、経済循環

経営規模が比較的小さく、地域に密着したサービスを提供している点の特徴である。また、所有する配電線などの設備工事を地域の会社に発注する、地域の太陽光発電所から電力を購入するなど、当該地域に資金が還流し、地域雇用を創出する経営を行っている点の特徴である。

3. 日本での取り組み

(1) エネルギー事業における取り組み

日本国内においては、現時点ではドイツにおけるシュタットヴェルゲのように複数の公共サービスを一括提供する企業は見られない。一方で電力供給に関しては電力小売全面自由化により幾つかの自治体で地域PPS (Power Producer and Supplier) が設立されている。

(2) その他インフラ事業の取り組み

公営バス事業を民間バス会社に移管したり、通信会社が他業種と連携しセットで消費者へ提供するケースなどがある。

(3) 行政の取り組み

経済産業省を中心に数年前よりローカルマネジメント法人 (LM法人) の制度化の議論が進められている。これは非営利会社 (NPO法人) と営利会社 (株式会社) の双方の特徴を有する。例えばNPO法人では税制優遇がある一方で利益配当が不可であるが、株式会社のように利益配当も可能となる。対象とする事業は公共事業と収益事業とし、収益事業の利益で公益事業の損失をカバーし、地域全体で最低限の機能を総合的に担うとされている。福祉施設を運営するNPOや、バスなどを担う第三セクターなどが統合することも想定されている。

4. 日本での社会インフラ運営の在り方

(1) 地域での社会インフラの統合の可能性

前述したようにエネルギー事業においては電気事業法、ガス事業法の改正により小売事業実施の環境が整いつつある。また、加えて水道事業や交通事業においてもコンセッション活用を検討する動きがあることから、日本でもシュタットヴェルゲのように公共サービスを一手に提

供する企業を設立する環境は整いつつあるといえる。

(2) 想定される効果と課題

社会インフラ運営会社を立ち上げることにより、環境、経済、社会のそれぞれの分野で複数の効果が期待できる。

地元産業の活性化による税収増加、生産人口の確保、平常時及び災害時の安定的なエネルギー供給が期待できる。エネルギーだけでなく水道、交通などを包括的に運用し、地域住民や企業に対して安く、高付加価値サービスを提供することで、契約顧客を維持、増加させることができる。また、地域の資源、人材を活用することから地域経済の活性化も期待できる (表1)。

一方で路線バスや水道のように単独では赤字になる事業もあることから、行政からの補助や電気・ガス、水道インフラ等既存資産の無償譲等は考慮する必要がある。

表-1 社会インフラ運営会社による地域貢献効果

分野	効果
環境	<ul style="list-style-type: none"> ■エネルギー地産地消 ・エネルギー安定供給、需要創造 ■再エネ促進 ・CO2削減、リサイクル促進
経済	<ul style="list-style-type: none"> ■地域経済循環 ・雇用創出、税収増加 ■経済波及効果 ・地元産業の活性化
社会	<ul style="list-style-type: none"> ■社会インフラの健全経営 ・不採算事業への補てん、住民サービスの向上 ■産業振興 ・資源安定供給・低コスト、次世代の担い手確保 ■レジリエンス ・災害時における事業継続、安定したエネルギー供給

5. おわりに

日本の社会インフラ運営に対しシュタットヴェルゲの仕組みをそのまま取り入れることは困難であるが、収益事業と公益事業を合わせて行うメリットは大きい。地域の特性を踏まえ、社会インフラ事業のポートフォリオを定めた上で持続可能な方策を検討していくことが望ましい。特に地方における不採算バス事業などへは税金だけでなく収益事業から資金補てんすることは経済の地域内循環を促進させ経済を活性化させる要因となる。一方で既に実施されている上下分離や無償譲渡などの対策等の制度設計、財源等についても議論が必要である。

参考文献

1) 経済産業省：日本の「稼ぐ力」創出研究会とりまとめ, 2015,6.18

(2016.7.31 受付)

The way of the sustainable a social infrastructure management in Japan
Takahiro OGAWA, Hideaki KURAISHI